

# 熊本市道路照明灯設置基準

## 1. 目的

この基準は、熊本市が管理する一般国道、県道、市道及び法定外道路に照明灯を設置する場合、必要な事項を定め交通安全に寄与する事を目的とする。

## 2. 設置基準

熊本市が設置する道路照明灯は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

### (1) 連続照明

- ・ 幹線道路で特に交通量が多く設置が必要と思われる路線

### (2) 局部照明

- ・ 見通しの悪い交差点又は横断歩道、道路の線形が急変している場所
- ・ 危険な踏み切り付近
- ・ その他階段状の市道など、夜間の交通上特に危険な場所

### (3) トンネル照明

- ・ 延長が長く、交通量等が多いなど、設置が必要と思われる場所

## 3. 設置要件

設置にあたっては、前項の基準に合致したうえで以下の要件を満たすものであること。

- (1) 地元自治会長を代表として要望書が提出され、照明灯設置箇所の周辺住民、地権者及び田、畑の耕作者の署名があること。
- (2) 電力会社より電気の供給を受けられること。
- (3) 共架式照明灯については、九電柱もしくはNTT 柱があること。
- (4) 建柱式照明灯については、公共用地内とし、管理者の同意が得られたうえで、一般交通に支障のない位置であること。
- (5) 法定外道路においては設置箇所の周辺環境に適合したものであること。

### 附 則

この基準は平成17年4月1日より適用する。

### 附 則

この基準は平成24年4月1日より適用する。

### 附 則

この基準は令和4年（2022年）7月1日より適用する。

### 附 則

この基準は令和7年（2025年）4月1日より適用する。